平成２１年（フ）第５５８号
新潟市東区中山８丁目８番14号
債務者　丸山　一人
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６７３号
新潟市北区新崎１丁目17番16号、前住所新潟市東区中野山７丁目18番15号
債務者　伊藤　利一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８８号
新潟市東区太平４丁目20番地12
債務者　関根八重子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７００号
新潟県五泉市川瀬1221番地43
債務者　高頭　淑子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第５９３号
岐阜市白菊町１丁目37番地
債務者　太田　清子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第６６１号
岐阜市長良友瀬92番地
債務者　林　　年彦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７５５号
岐阜市岩田東１丁目160番地２
債務者　足立　哲也
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７６３号
岐阜県羽島市舟橋町４丁目39番地
債務者　藤田　政睦
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第５８７号
静岡県裾野市石脇351番地の１　ラプラスウエマツ101、前住所静岡県裾野市石脇165番地の５
債務者　中尾　　忠
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第６１２号
静岡県熱海市紅葉ガ丘町７番６号　山の上ホテル内
債務者　三田　恭子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１７６号
山口県宇部市大字際波208番地９
債務者　栗栖都美子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１７７号
山口県宇部市大字際波208番地９
債務者　栗栖　明子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８１号
山口県山陽小野田市須恵３丁目５番４―304号Ｄ棟34号
債務者　藤原　光男
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１８２号
山口県山陽小野田市須恵３丁目５番４―304号Ｄ棟34号
債務者　藤原　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９４号
山口県宇部市大字妻崎開作264番地１ビッグアイランドハーヴェストＤ―105
債務者　岡　　美加
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９５号
山口県山陽小野田市大字埴生939番地
債務者　徳重　修次
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１９８号
山口県宇部市大字東岐波3963番地５
債務者　復本　澄江
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月18日まで
山口地方裁判所宇部支部